

三育学院大学学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、キリスト教に基づき、人間の備える知性、霊性、身体の調和ある発達を目指し、看護学に関する専門的知識と技術を修得させるための教育と研究を行い、隣人に対する愛と奉仕を基本として、セブンスデー・アドベンチスト教団の保健医療福祉機関および地域社会、さらに国際社会において広く貢献できる人材を育成することを目的とする。

(自己評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動、組織および運営、ならびに施設および設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学の教育研究の総合的な状況について認証評価機関による認証評価を受けるものとする。

3 自己評価に関する必要な事項は別に定める。

(情報の提供)

第3条 第2条1項に規定する公表は、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

第2章 学部・学科・修業年限および定員

(学部、学科、入学定員及び収容定員)

第4条 本学に看護学部看護学科を置く。

2 前項の学部における入学定員、収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次編入定員	収容定員
看護学部	看護学科	50人	10人	220人

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は4年とする。

2 学生は8年を越えて在学することができない。ただし、編入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を越えて在学することができない。

第3章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第6条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(授業科目及び単位数)

第7条 本学の授業科目及び単位数は、別表第1の通りとする。

(単位の取得)

第8条 本学の学生は、下記の通り単位を取得しなければならない。

教養教育科目	24単位以上
専門基礎教育科目	28単位以上
専門教育科目	80単位以上
合計	132単位以上

(単位の計算方法)

第9条 各授業科目の単位数は、1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次のように定める。

- (1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第10条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には単位を与える

- 2 成績の評価は100点を満点とし、S(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、D(59点以下)評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第11条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 12 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 13 条 学長は教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項の規定により、修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学又は転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては 60 単位を超えないものとする。

第 4 章 宗 教 教 育

(宗教教育)

第 14 条 本学の教育方針に基づき、学生は定められた宗教行事に出席・参加するものとする。その細則は別に定める。

第 5 章 労 作 教 育

(労作教育)

第 15 条 本学はその教育方針に従い、労作教育を行う。その細則は別に定める。

第 6 章 生 活 教 育

(学 寮)

第 16 条 本学の教育方針に基づき、学生は学寮に入ることを本則とする。その細則は別に定める。

第7章 入学・留学・休学・復学・退学・除籍

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第18条 本学に入学できる者は下記の各号の一つに該当し、かつ入学選考に合格した者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条第3号の規定により、文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) 前各号に定める者の他相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者

(入学志願の手続)

第19条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に別に定める検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、学長が別に定める。

(入学及び転入学)

第20条 前条の入学は、教授会の決議を経て学長がこれを許可する。その細則は別に定める。

(合格者の決定)

第21条 学長は、入学を志願した者について、別に定めるところにより選考のうえ、教授会の議を経て合格者を決定する。

- 2 前項の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(編入学)

第 22 条 本学に編入学を希望する者があるときは、学長は教授会の選考を経て、入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者が他の大学において在学した年数及び修得した単位は、本学の規定に従って本学の修業年限及び履修すべき単位に通算することができる。

3 1、2項に関する事項は別に定める。

(再入学)

第 23 号 本学に再入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第 24 条 本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の年次に入学を許可することができる。

(入学手続及び入学の許可)

第 25 条 第 22 条第 1 項の合格者は、所定の期日までに、学長が別に定める書類を提出するとともに所定の入学金、授業料等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第 26 条 保証人は独立の生計を営み、その任に耐え得る者でなければならない。

(留学)

第 27 条 外国の大学等に留学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 学長は、前項の規定により留学した者について、当該留学した期間を第 6 条に規定する在学期間を含めることができる。

3 第 1 項の規定による留学により修得した単位の取り扱いについては、第 12 条の 2 項に定める。

(休学)

第 28 条 学生が病気その他でやむを得ない事由により、2 月以上修学することができない場合は、保証人連署の休学願書に医師の診断書又は理由書を添えて提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 学生が病気その他の理由により修学することが適当でない認められる場合は、

学長は教授会の議を経て1年以内の休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第29条 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

- 2 前項の休学期間を経過してもなお復学できない者に対しては、学長は教授会の議を経てこれを除籍することができる。
- 3 休学した期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第30条 休学した者が、休学期間が満了したとき又は休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 疾病のため休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付して願い出なければならない。

(退学又は転学)

第31条 学生が病気その他やむを得ない事由により退学又は転学しようとするときは、保証人連署の願書を提出し学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第32条 学長は、次の号のいずれかに該当する学生を、除籍することができる。

- (1) 第5条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第29条第1項に定める休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、催促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
- (5) 所定の手続を経ずに学業を中止した者

第8章 卒業及び学位

(卒業の要件)

第33条 卒業の要件は、本学に4年以上在学し、卒業認定に必要な単位を修得することとする。

(卒業証書及び学位の授与)

第34条 本学に4年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

- 3 前項の卒業証書を授与された者には、学長は学士(看護学)の学位を授与する。

(資格の取得)

第 35 条 本学において取得することができる資格は、保健師・看護師国家試験受験資格とする。

第 9 章 科目等履修生、特別聴講生、外国人学生及び公開講座

(科目等履修生)

第 36 条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考により、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生を志願することのできる者は、当該授業科目を履修するに十分な学力があると認められた者とする。
- 3 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第 37 条 他の大学(外国の大学を含む)の学生で、本学において授業科目を志願するものがあるときは、当該他大学との協議に基づき、教授会の議を経て、学長は特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第 38 条 外国人であって、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学長は、選考により、入学を許可することができる。

(公開講座)

第 39 条 学長は、一般公衆の保健看護に関する知識の向上を図るため、公開講座を開設することができる。

第 10 章 学 納 金

(入学金等の納付)

第 40 条 入学金等は期日までに納付しなければならない。

(授業料等の納付)

第 41 条 授業料等は期日までに納付しなければならない。

第 42 条 実験・実習等に必要な経費は、期日までにこれを納付しなければならない。

(納付の方法)

第 43 条 入学検定料、入学金、授業料、実験実習費等の納付方法は別に定める。

(学納金の返還)

第 44 条 既納の学納金は、これを返還しない。ただし、入学辞退者は、指定の期日までに申し出により既納の学納金のうち授業料等のみ返還する。

(授業料等)

第 45 条 授業料、入学金等は別表第 2 の通りとする。

第 11 章 奨 学 金

(奨学金)

第 46 条 優秀な学生に対し奨学金制度を適用する。その細則は別に定める。

第 12 章 職 員 組 織

(職員組織)

第 47 条 本学に学長、教育職員、事務職員及び一般職員を置く。教育職員には、教授、准教授、講師、助教、助手を置く。

- 2 本学に名誉教授、客員教授及び特任教授を置くことができる。
- 3 前項に関する必要な事項は別に定める。

(学長)

第 48 条 本学を統轄し、本学を代表するため学長を置く。

- 2 学長の職務および選任に関する必要な事項は別に定める。

(副学長)

第 49 条 学長の職務を補佐するため副学長を置くことができる。

- 2 副学長に関する事項は別に定める。

(部局長)

第 50 条 学長のもとに事務局長、学部長、学生部長、宗教部長、企画広報部長、附属図書館長を置く。部局長は学長の職務を補佐し、大学運営に関わる学内主要部署の職務を監督する。

2 部局長に関わる事項は別に定める。

(教員人事審議会)

第 51 条 本学に、教員の採用、昇進等に関する事項を審議するため、教員人事審議会を置く。

2 教員人事審議会に関して必要な事項は別に定める。

(自己点検・評価委員会)

第 52 条 本学に、自己点検・評価に関する事項を審議するため、自己点検・評価委員会を置く。

2 自己点検・評価委員会に関して必要な事項は別に定める。

(入試・広報委員会)

第 53 条 本学に入試及びこれらに関連する広報活動に関する事項について審議するため、入試・広報委員会を置く。

2 入試・広報委員会に関して必要な事項は別に定める。

第13章 運営委員会及び教授会等

(運営委員会)

第 54 条 本学の管理運営に関する重要な事項を審議するため、運営委員会を置く。

(運営委員会の構成)

第 55 条 運営委員会は副学長、第 50 条に定める学内主要部署の長、および学長の指名する者(2名以内)をもって構成する。

(運営委員会の審議事項)

第 56 条 運営委員会は以下の事項を審議する。

- (1) 大学の行う主要な事業および経営・運営計画に関する事項
- (2) 大学の予算、決算に関する事項
- (3) 官庁、団体との公的渉外に関する事項
- (4) 募金に関する事項
- (5) 理事会に対する報告、提案に関する事項

(6) その他学長が必要と認める事項

第 57 条 このほか運営委員会に関する必要事項は別に定める。

(運営部会)

第 58 条 本学の管理運営に関わる多面的な事案を専門的に審議するために運営委員会の下に運営部会を置くことができる。

2 運営部会に関する事項は別に定める。

(教授会)

第 59 条 本学の教育活動に関わる主要な事案を審議するため教授会を置く。学長は教授会を召集し議長となる。

(教授会の構成)

第 60 条 教授会は学長、教授、准教授、講師、助教及び助手をもって構成する。ただし、学長が必要と認める場合はその他の職員を加えることができる。

(教授会の審議事項)

第 61 条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育、研究に関する事項
- (2) 学科目の編成に関する事項
- (3) 学生の単位取得に関する事項
- (4) 学生の入学、退学、休学、転学及び卒業認定に関する事項
- (5) 学生の諸活動及び生活指導に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) その他学長が必要と認める事項

第 62 条 このほか教授会に関する必要事項は別に定める。

(専門委員会等)

第 63 条 教授会の下に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する事項は別に定める。

第 14 章 附 属 図 書 館

(附属図書館)

第 64 条 本学に附属図書館を置く。その細則は別に定める。

第15章 学年・学期・休業

(授業期間)

第65条 授業を行う期間は年間35週を原則とする。

(学年・学期)

第66条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。学年を下記の通り2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業)

第67条 学業休業日は下記の通りとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 夏季休業7月20日から9月30日まで

(4) 冬季休業12月20日から1月10日まで

(5) 春季休業3月10日から3月31日まで

2 学長が必要と認めたときは臨時休業日を設け、または休業日を変更することができる。

第16章 賞 罰

(表彰)

第68条 学業優秀・品行方正・精励恪勤の学生を表彰することがある。

(懲戒)

第69条 学長は、学則その他本学の定める諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生を懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他著しく学生としての本分に反した者

附 則

本学則は大学設置認可日から実施する。

別表第1

看護学部看護学科授業科目

授 業 科 目		単 位 数		
区 分	科 目 名	必 修	選 択	
教 養 教 育 科 目	SDAの と生活	キリスト教 ストーリー ブーリン アセンブリー アセンブリー キリスト教 理 キリスト教 SDA教会 ー ストリー リスチ ー ス 代とキリスト教	4 1 1 2 1 2 2 2 2	2 2 1 2 2 2 2
	人間の理	学 理学 人間関 教育学 ス ー 科学	 2 2 2 2	2 2 2 2 2
	文 ・社会の理	社会学 文 人類学 経 学 文 演習 学 ン ア活動	 2 2 1 1 1	2 2 2 2 1 1 1
	情報科学	情報科学 統計学 理的 考	 2	1 2
	自 の理	物理学 生物学 学 生活	 2 2 2 1	2 2 2 1
	語学の修得	語 (む) 語 (書く) 語 (文講) 会 (日常 会) 会 (看護 会) 会 (外研修) 国語	1 1 2 2 1 1	2 1 1

授 業 科 目		単 位 数	
区 分	科 目 名	必 修	選 択
専 門 基 礎 教 育 科 目	人間と健	発達 理学 2 人体の と機 2 人体の と機 2 生 学 養学 1 学 2 保健統計演習 2 公衆 生学 2 疾病・ 療学 1 疾病・ 療学 2 疾病・ 療学特 1 理学 2	2
	健 と	生物学 2 保健医療福祉 3 保健医療福祉行 2 保健医療社会学 2	
専 門 教 育 科 目	基礎看護学	看護学 2 看護 理 1 看護技術 1 看護技術各 (生活 助技術) 2 看護技術各 (診療補助技術) 2 看護技術各 (スアセス ント) 1 看護技術各 (看護過程) 1 看護研究の基礎 2 健 教育 1 基礎看護学実習 1 基礎看護学実習 2	
	地域看護学	地域看護学 2 在 看護方法 2 地域看護方法 (地域診断) 2 地域看護方法 (保健指導) 2 地域看護方法 (地域 ア ス) 1 地域看護方法 (業保健) 2 地域看護方法 (学校保健) 1 家 看護学 2 在 看護 実習 2 地域看護学実習 (生活支) 3 地域看護学実習 (業・学校保健) 1	

		授 業 科 目	単 位 数	
区 分		科 目 名	必 修	選 択
専 門 教 育 科 目	成人看護学	成人看護学	1	
		成人看護方法 (性期看護)	2	
		成人看護方法 (性期・機 復期看護)	2	
		成人看護方法 (終 期看護)	1	
		成人看護学実習 (性期看護)	3	
		成人看護学実習 (性期・機 復期看護)	3	
	年看護学	年看護学	1	
		年看護方法 (高 者の生活と看護)	1	
		年看護方法 (高 者の疾病と看護)	2	
		年看護学実習	3	
看護学	看護学	1		
	看護方法 (供の成長・発達と看護)	1		
	看護方法 (健 障 を つ 供の看護)	2		
	看護学実習	2		
性看護学	性看護学	1		
	性看護方法 (性の と周 期看護)	2		
	性看護方法 (周 期の健 障 の看護)	1		
	性看護学実習	2		
精 看護学	精 看護学	1		
	精 看護方法 (精 保健)	1		
	精 看護方法 (精 疾 看護)	2		
	精 看護学実習	2		
看護の発 科目	国際看護		2	
	国際保健医療		1	
	国際看護実習		2	
	医療 管理学	1		
	看護管理学		1	
	ス リ チ ア ア	2		
	地区活動 演習		1	
	看護における補完療法		1	
	看護診断・成果・ 入のリン ー		1	
	看護学		1	
	看護教育学		1	
	卒業研究	2		
	総合看護実習	2		

別表第2

区分	金
授業料(年)	950 000
施設設備費(年)	310 000
実験実習費(年)	120 000
教育実費(年)	150 000
入学金	250 000
入学検定料	30 000